

神戸市公立大学法人職員表彰規程

2007年4月1日

規程第20号

第1条 この規程は、神戸市公立大学法人職員就業規則（2023年4月規則第28号）第39条第2項に基づき神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）の職員の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員であって、次の各号のいずれかに該当すると理事長が認めた者に対して、この規程の定めるところにより表彰する。

- (1) 法人の事業において、抜群の努力をなし、有益な研究を遂げ、その功労が顕著な者
- (2) 職務に就いて、重大な事故の発生を未然に防止した者
- (3) 事故又は天災に際して、市民の安全の確保について顕著な功績のあった者
- (4) 職務の内外を問わず、法人及び職員の名誉を高揚し、信用を増す行為のあった者
- (5) その他、理事長が特に認めた者

第3条 表彰は表彰状を授与して行う。この場合において賞品又は賞金を併せて授与することができる。

第4条 表彰は、理事長が必要と認めたときに、随時行うことができる。

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は別に理事長が定める。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。